

議第1398号

生産緑地法 第10条の2第3項に基づく 特定生産緑地の指定（意見聴取）



1

■特定生産緑地制度の経緯

平成28年5月
(2016年)

都市農業振興基本計画閣議決定

「宅地化すべき農地」から「都市にあるべき農地」へ



平成29年6月
(2017年)

生産緑地法 改正

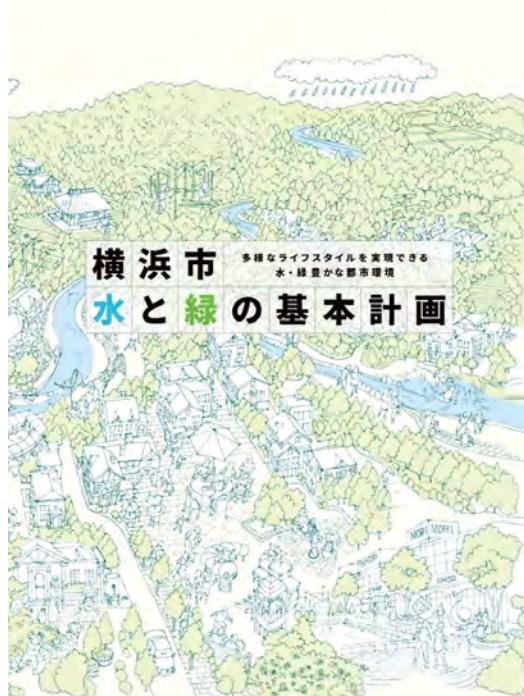
特定生産緑地制度 創設

■上位計画

3

横浜市水と緑の基本計画

平成28年(2016年)6月改訂



『市街地の市民に身近な農地
における取組方針』
魅力的に住環境の創出や地域
コミュニティの形成、災害時の
利用などを図ることのできる都
市部の貴重なオープンスペース
として、生産緑地地区の指定
など市街地に残る農地などの保全
・活用します。

(第4章2 (5))

■上位計画

4

横浜都市農業推進プラン2019-2023

平成30年(2018年)11月策定



『特定生産緑地の指定推進』
生産緑地法改正により買取申
出時期が10年間延期される「特
定生産緑地」制度が創設されま
した。新たな制度の運用を図り、
継続して市街化区域内農地の保
全を図ります。

(4章 計画の柱1施策3事業⑦)

■特定生産緑地の根拠法令

5

生産緑地法

第10条の2第1項

1 市町村長は、**申出基準日が近く到来することとなる生産緑地**のうち、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘査して、**当該申出基準日※以後においてもその保全を確実に行なうことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。**

※申出基準日：生産緑地の指定告示から30年経過する日のこと

■特定生産緑地の根拠法令

6

生産緑地法

第10条の2第2項

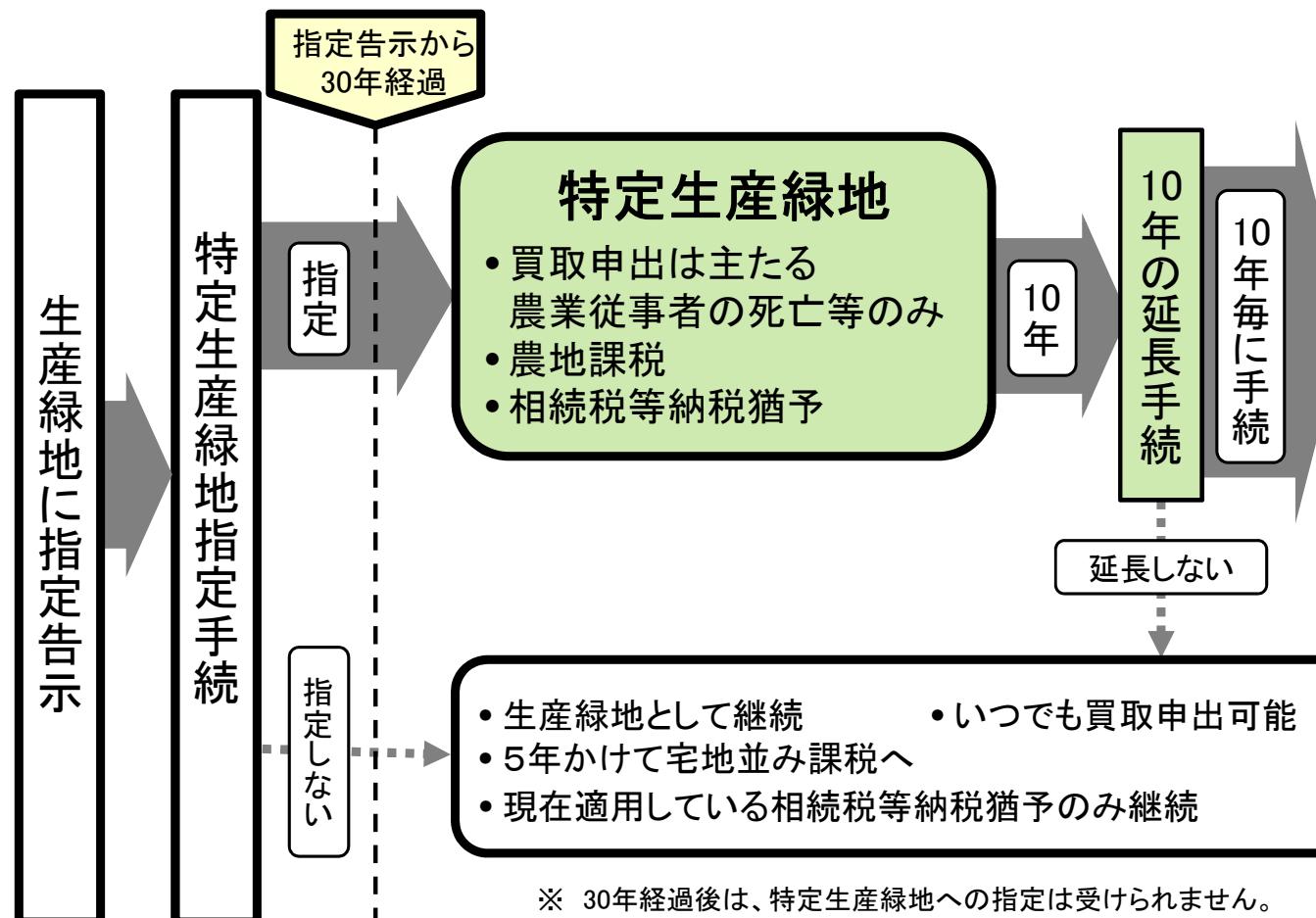
2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、申出基準日までに行なうものとし、**その指定の期限は、当該申出基準日から起算して10年を経過する日**とする。

第10条の2第3項

3 市町村長は、**指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人**（第3条第4項に規定する農地等利害関係人をいう。以下同じ。）の同意を得るとともに、**市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならぬ**。

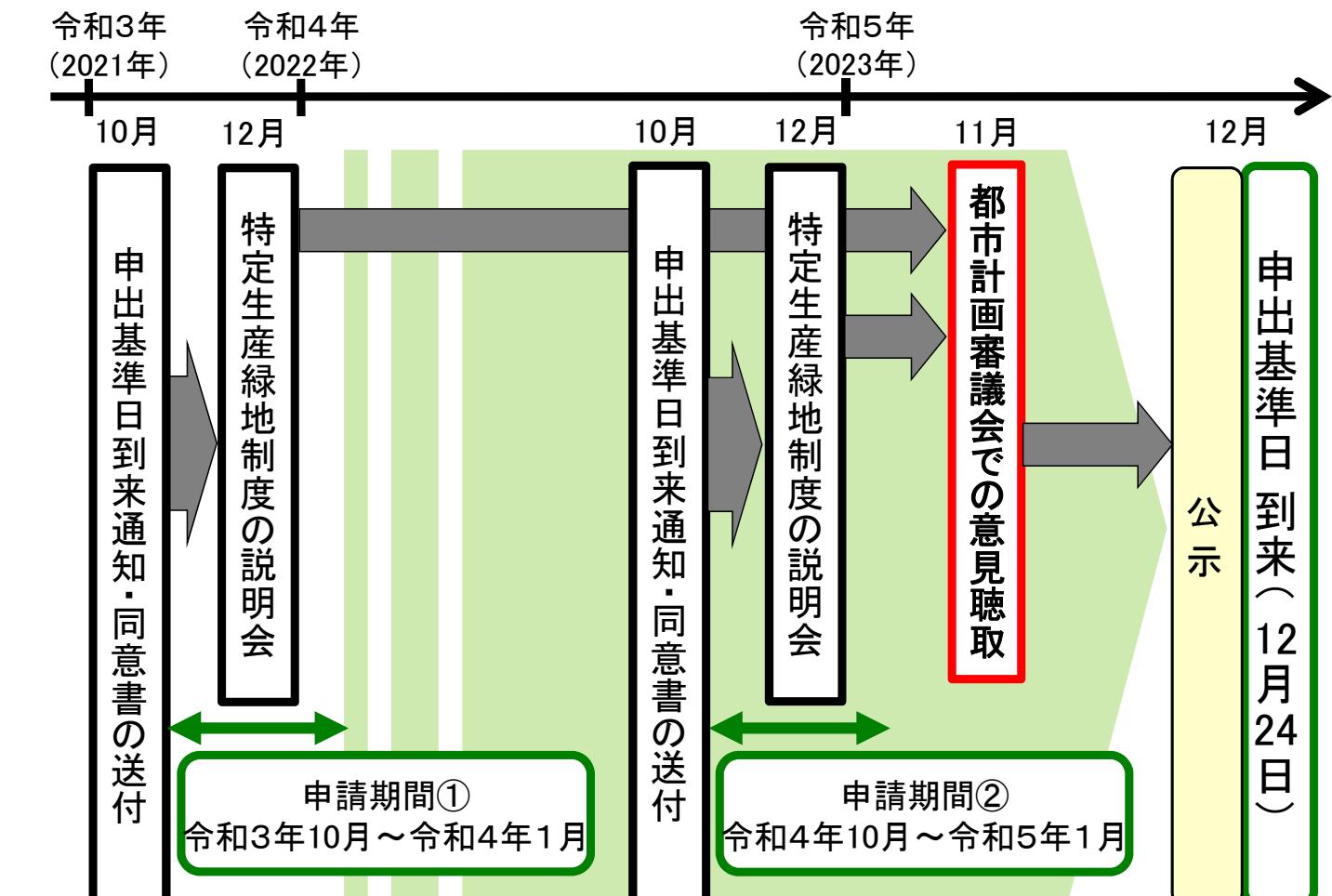
■特定生産緑地の概要

7



■特定生産緑地の指定手続の流れ 平成5年指定の生産緑地

8



■特定生産緑地の主な指定要件

⑨

【横浜市特定生産緑地指定要領 第2条】

- 原則、1箇所300m²以上の規模であること ・・・ ①
農地等として適正に管理されていること ・・・ ②

【生産緑地法 第10条の2第3項】

- 農地等利害関係人の同意を得ること ・・・ ③
都市計画審議会の意見を聞くこと ・・・ ④

■意見聴取対象

⑩

対象箇所A

平成5年(1993年)12月24日指定告示の生産緑地のうち、特定生産緑地の指定要件①～③を全て満たすもの

対象箇所B

平成5年(1993年)12月24日指定告示の生産緑地のうち、申出基準日までに指定要件を満たす可能性があるもの

■意見聴取対象

⑪

対象箇所A

平成5年(1993年)12月24日指定告示の生産緑地のうち、特定生産緑地の指定要件①～③を全て満たすもの

平成5年指定の生産緑地
69箇所、約8.6ha

申請後に取下げが
あつたもの

対象箇所A
58箇所、約7.1ha

■意見聴取対象

⑫

対象箇所A

平成5年(1993年)12月24日指定告示の生産緑地のうち、特定生産緑地の指定要件①～③を全て満たすもの

対象箇所B

平成5年(1993年)12月24日指定告示の生産緑地のうち、申出基準日までに指定要件を満たす可能性があるもの

■上位計画

13

横浜市水と緑の基本計画

平成28年(2016年)6月改訂

横浜都市農業推進プラン2019-2023

平成30年(2018年)11月策定



良好な都市環境形成のため、
引き続き農地として保全することが可能な
特定生産緑地についてできるだけ多く指定

■意見聴取対象

14

対象箇所B

平成5年(1993年)12月24日指定告示の
生産緑地のうち、申出基準日までに指定要件を
満たす可能性があるもの

平成5年指定の生産緑地
69箇所、約8.6ha

申請後に取下げが
あったもの

対象箇所A

対象箇所B
14箇所、約1.2ha

(集計:令和5年9月末時点)

■意見聴取対象

15

対象箇所A
58箇所
約7.1ha

平成5年(1993年)12月24日指定告示の
生産緑地のうち、特定生産緑地の指定要件
①～③を全て満たすもの

対象箇所B
14箇所
約1.2ha

平成5年(1993年)12月24日指定告示の
生産緑地のうち、申出基準日までに指定要件を
満たす可能性があるもの

平成5年指定の生産緑地
69箇所、約8.6ha

申請後に取下げが
あったもの

対象箇所A+B
72箇所(※)、約8.4ha

(集計:令和5年9月末時点)

■対象箇所の事例紹介（港北区）

16

新吉田東三丁目

既存の生産緑地

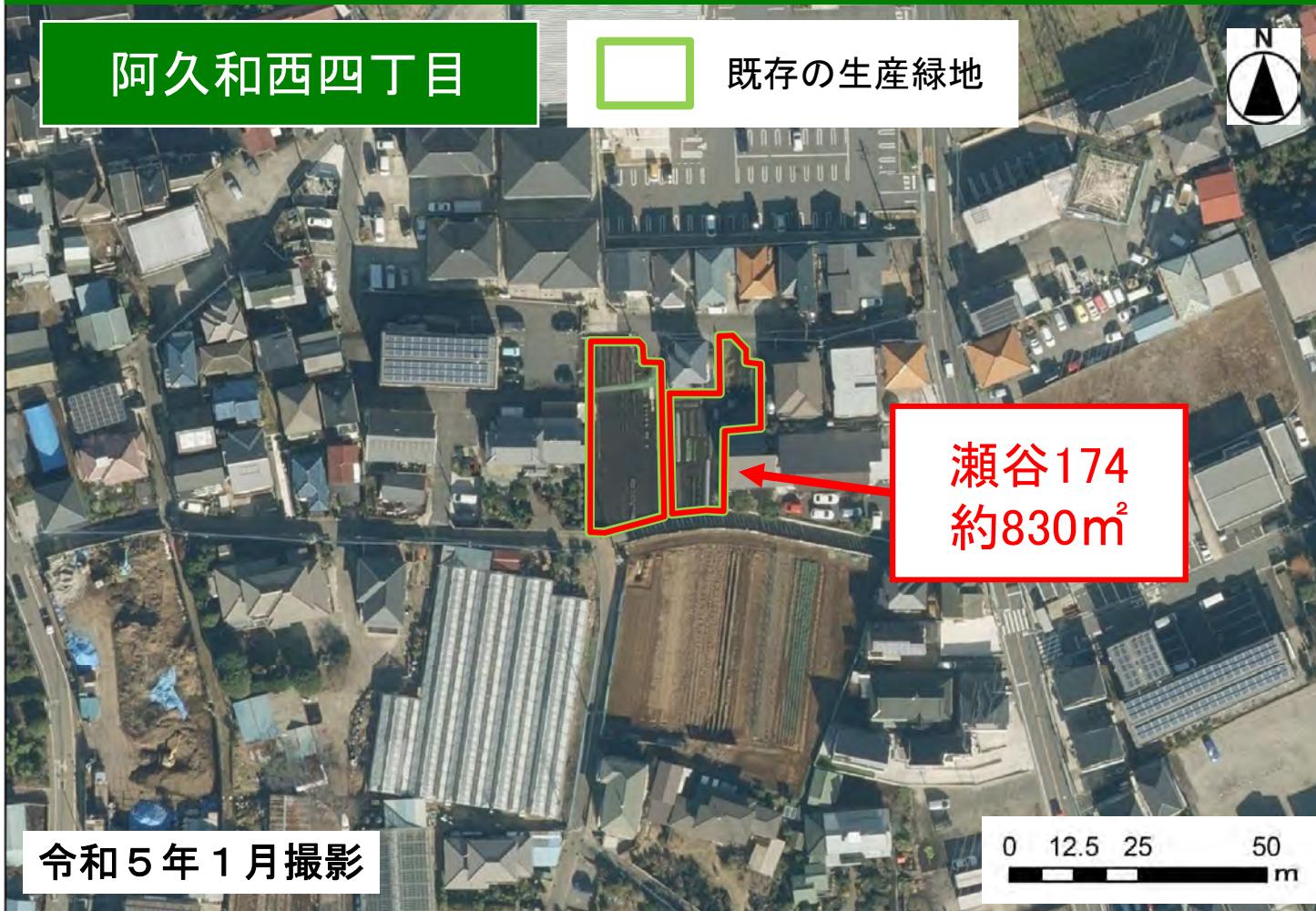


令和5年1月撮影

※対象箇所Aと対象箇所Bが一部重複するため、「平成5年指定の生産緑地の箇所数」と、
「意見聴取対象箇所A+Bの箇所数」の合計は一致しません。

■対象箇所の事例紹介（瀬谷区）

17



■特定生産緑地の指定手続の流れ 平成5年指定の生産緑地

18

